

## 震災により行方不明となられた方にかかる 未支給年金等の支給について（Q & A）

Q 1 年金受給者である家族が行方不明のままなのですが、なにか手続きは必要ですか。

A 1 まずはお電話にてご相談ください。

なお、東日本大震災により行方不明となった方の生死が平成23年3月12日から三か月間分からない場合で、その方が受け取るべき連合会の年金に未払いが生じているとき（年金は受給者の方が亡くなられた月の分まで支払われます）または連合会の通算企業年金等を受けていて保証期間（生年月日等により決まりますが、概ね80歳までの間となります）が残っているときには、失踪宣告を待たず、「平成23年3月11日」にお亡くなりになったものとして取り扱うこととなりました。

行方不明となった方に未払いが生じているときや保証期間が残っているときには、一定のご家族の方（ ）に未支給年金や死亡一時金をお支払いすることが可能となりました。お電話いただければ、該当する方にはお手続きに必要な届出用紙をお送りしますので、行方不明となったことが分かる下記 ～ の書類を添付のうえ、連合会までご返送ください。

未支給年金...平成23年3月11日当時、生計を同じくしていたご家族の方（請求できる順に、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹）

死亡一時金...ご家族の方（請求できる順に、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹・平成23年3月11日当時、受給者の方と生計を同じくしていたその他の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族））

戸籍謄本等

震災により行方不明となったことの申立書

次のア～エのいずれかの書類

ア、法の規定により死亡推定の特例を利用し、支給決定された公的給付等（厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金等）の支給決定通知書の写し（コピー）

イ、行方不明者であることを理由として、災害弔慰金等に関する法律に規定する災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類の写し（コピー）

ウ、第三者（事業主、病院長、施設長、民生委員など）の証明書

エ、その他これらに準じる書類（搜索願の届出の写し（コピー）など）

なお、行方不明となっていた方の死亡が平成23年3月12日から3か月以内に明らかになったものの、具体的な死亡時期が分からない場合にも、「平成23年3月11日」にお亡くなりになったものとして、死亡を支給事由とする給付を請求することができるようになりました。

手続きについては上記と同様です。

Q2 Q1の「戸籍謄本」ですが、役場が機能していないため取得できません。どうすればよいですか。

A2 戸籍謄本が取得できない場合は、住民票で代替することも可能です。ただし、ご請求いただいている方との続柄を確認させていただくため、联合会より別途お送りする書類にご記入いただきますので、お電話にてご連絡ください。

Q3 Q1の「震災により行方不明となったことの申立書」は決まった様式があるのですか。また、何を書けばよいのですか。

A3 特に様式は問いませんが、下記の事項を記入してください。

- ・行方不明となった方の住所、氏名、性別、生年月日
- ・行方不明の経緯（行方不明となった場所、被害状況など）
- ・申請者（請求人）の住所、氏名、行方不明者との関係

Q4 Q1の「ウ、第三者（事業主、病院長、施設長、民生委員など）の証明書」とは、具体的にはどのようなものですか。

A4 特に様式は問いませんが、行方不明が確実であること、または確実であると思われることを証明してもらってください。